

平成 21 年度第 2 回日野市入札及び契約等監視委員会議事概要

開催日時場所	平成 22 年 2 月 22 日（月） 午後 1 時から 3 時まで 日野市役所 4 階 庁議室	
出席委員	委員長 西浦 定継（明星大学理工学部教授） 委 員 掛川 亜季（弁護士 りんどう法律事務所） 委 員 飯塚 武 （税理士 飯塚武税理士事務所）	
議事次第 1. 開会 2. 審議事項 （1）抽出案件について（平成 21 年 1 月 1 日から平成 22 年 1 月 31 日までの契約締結分） （2）総合評価方式適用拡大について 3. その他 4. 閉会		
質問・意見		回答
<u>（1）抽出案件について</u> ○審議事項（1）について、抽出方法に関しての説明を事務局に求める。 ○特命随意契約については、抽出の対象としなくてもよいのか。 審査している他自治体もあるようだが。 ○工事及び設計測量について ・指名競争入札において、業者の辞退が多いようだが、この点に関してどのように分析しているのか。		○今回の審査対象期間は、平成 21 年 11 月 1 日から平成 22 年 1 月 31 日までとなっております。 この間に契約締結したもののうち、落札率が高いものとして 95%以上（印刷は 90%以上）を、落札率が低いものとしては 50%未満のものを抽出しております。 ○抽出案件については、委員会として落札率の高低に議論のポイントを置くことになっております。 委員会での本格的審議もここで始まったところです。 ここでの議論の状況などを踏まえ、委員会として今後の検討課題とされてはどうか。 ○工事は 1,000 万円以上、設計測量については 300 万円以上の案件を制限付一般競争入札の対象としております。 制限付一般競争入札は、案件を公表し、受

・制限付一般競争入札の平均落札率が 87.63% であるのに対して、指名競争入札の平均落札率が 95.86% となっている。
落札率だけを見ても、制限付一般競争入札の対象を広げることで、落札率全体を下げられるのではないか。

○東平山排水区（21-1）実施設計委託について

- ・落札率 33.72%（予定価格 8,003,100 円に対して落札額 2,698,500 円）と著しく低入札価格となっているが、要因としてどのようなことが考えられるか。
- ・積算は適切なのか。
- ・低入札の検証はするのか。

注意欲のある者だけが参加するのに対して、指名競争入札は発注者が一方的に指名するといった制度上の仕組みの違いがあります。

また、指名競争入札は、制限付一般競争入札と比べると低額の工事を対象としており、こうした低額の工事は、請負者にとって一般的に利幅が少ないとも言われております。

こうした事象を背景に、（指名競争入札の）辞退者が多いのではないかと分析しております。

制限付一般競争入札の適用拡大については、他市の状況等を踏まえ、今後検討していきたいと思っております。

○契約方法は、制限付一般競争入札により行いました。

本件につきましては、下水道工事における工法の特殊性（推進工法）から、専門技術性と実績を有した業者を広く募るため、入札に際しての地域要件を都内まで広げました。

昨今の経済情勢下における業者の受注意欲と相俟って、34 者から応募があり、競争性が高まった結果、低入札となったと考えます。

積算は、東京都の標準単価を用いて行っておりますので、実勢を反映したものと認識しております。

低入札となった場合に、落札者が当該落札額をもってきちんと履行出来るのか見極めなければなりません。

また、適切な履行を確保する見地からも低入札に対する検証の体制は、しっかりと整えていきたいと考えております。

○報償費 3 件（出初式表彰記念章、卒業記念品－中学校、卒業記念品－小学校）について

- ・落札者全てが 100%の落札率となっているが、原因は何か。

（２）総合評価方式適用拡大について

○総合評価方式適用拡大についての詳細説明を事務局に求める。

○報償費における当該 3 件については、競争見積合せにて執行しております。

3 件とも指名したのは 3 者ですが、落札者以外は予定価格オーバーとなっております。

物品購入、委託、あるいは賃貸借等の業務におきましては、工事や設計測量と異なり標準単価がないことから、主管課は業者から概算見積りを徴して予算編成を行うことがあります。

本件の場合も、こうしたケースであることが考えられ、事前に概算見積を徴した業者の額をもって予定価格を設定し、見積合せの結果、当該業者が概算見積りどおりの額を提示し、これを下回る額の提示をした業者が他にいなかったため、このような結果になったと思われます。

○平成 20 年 9 月より市の工事契約に総合評価方式を導入いたしました。

同方式の適用範囲は、現行上 800 万円以上 5,000 万円未満の工事で、参加資格者は市内事業者（本店を有する者）となっておりますが、平成 22 年度からはこれを 1 億円未満の工事まで拡大するものです。参加資格者につきましては、これまでどおりです。適用範囲を拡大するに至ったのは次の理由によります。

①市内建設業者の育成

②市民からの要望

- ・公共工事の品質確保
- ・地域経済の活性化、雇用の確保

③適切な契約相手の決定

- ・価格競争の激化に伴う低価格入札や、くじ引きなどの排除
- ・不良不適格業者の排除

○上限をこれまでの 5,000 万円から 1 億円まで広げることだが、この価格帯にはどれくらいの工事件数があるのか。 ○平成 21 年度の実施結果を見ると、技術評価の項目である「障害者雇用の取組み」や「男女共同参画の推進」などは評価の対象となった事業者が殆どいないようである。こうした評価項目については、存続させることに意義があるのか。 ○適用拡大については、基本的に賛成である。今後、再びこれを踏まえた検証をし、総合評価方式自体の評価を是非行って欲しい。	○平成 20 年度実績で見ると、4 件ございました。 ○これらの評価項目に限らず、格差是正や環境への取組み、あるいは災害対策協力会への加入やボランティア活動なども含め、技術評価における各評価項目は、市が基本施策として進めているものであります。地元業者が地域における責任と役割りの自覚を高められれば、大変有意義なことであると考えます。 総合評価方式の評価項目については、来年度の委員会においても逐次検討していただければと思います。
---	---